

(3) 標識の掲示等

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲げなければなりません。(法第四十条)

(1) 店舗に掲げる標識 様式第二十八号

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 千葉県知事 許可()第 号	
~~~~~			
		国土交通大臣 千葉県知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

← 40 cm 以上 →

35 cm 以上

(2) 建設工事の現場に掲げる標識 様式第二十九号

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 千葉県知事 許可( )第 号		
許可年月日			

← 40 cm 以上 →

40 cm 以上

※ 標識の材質は問わない。また、県が指定する標識作製業者はない。

#### 〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第二十六条第二項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第二十六条第三項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第七条第二号ハ又は法第十五条第二号イの規定に該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第二十六条第四項の規定に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣  
千葉県知事」については、不要なものを消すこと。